

新美化センター建設候補地選定委員会への審議事項提案

1 選定委員会に諮る事項

① 【資料 2】指摘事項No.1 及び【資料 3】意見等No.5（宅地造成等規制法関係）

※公開資料では【資料2・資料3】指摘事項No.8

現規制

名称	根拠法令等	備考
宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法	規制区域13地域

→

新規制

名称	根拠法令等	備考
特定盛土等規制区域 宅地造成等工事規制区域	盛土規制法	施行日：令和5年5月26日 施行から5年以内の規制区域指定を目指す。

② 【資料 2】指摘事項No.3 及び【資料 3】意見等No.7 No.8（公共の将来的な土地利用計画関係）

※公開資料では【資料2・資料3】指摘事項No.1、No.2

現行

一次抽出項目	内容
土地利用関係	住宅、事業所がないこと。ただし、売地や未利用であることが明確な場合は除く。

→

変更案（追加）

一次抽出項目	内容
土地利用関係	住宅、事業所がないこと。ただし、売地や未利用であることが明確な場合は除く。 <u>将来的に公共の土地利用計画が見込まれており、新美化センター建設の実現性がないと判断される土地でないこと。</u>

2 選定委員会への報告事項

① 【資料 2】指摘事項No.5（内水氾濫想定区域関係）

※公開資料では【資料2・資料3】指摘事項No.4

現行

一次除外項目	根拠法令等
内水氾濫想定区域	水防法

→

変更案（修正）

一次除外項目	根拠法令等
内水氾濫想定区域	<u>姫路市内水ハザードマップ</u>